

古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会の進め方

1. 策定委員会の進め方

自治基本条例は住民自治に基づく自治体の基本原則・基本理念を定めるものです。

言い換えると、市民・行政・議会などが一緒に、より良い古賀市のまちづくりを進めていくための基本的なルールです。

この条例がより多くの市民の共感を得られるよう、条例策定検討（ルールづくり）を行うにあたっては、有識者・各種団体の代表者や様々な年代・地域の方で構成する古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会が条例素案づくりを行います。

古賀市らしい実効性のある自治基本条例の策定のため、この策定委員会は、チームとしての基礎づくりや共通理解のための研修をしっかりと行いながら策定の取り組みを進めていきます。

また、議論を円滑に進めるため、中立的立場で会議の運営を支援するファシリテーターが毎回の会議の進行を補助します。

2. 策定委員の役割

策定委員は、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例に基づき、市長から任命された非常勤特別職の公務員となります。

策定委員の職務は以下のとおりです。

古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例（抜粋）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 古賀市自治基本条例（仮称）に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

○報酬等：報酬2,500円/回（源泉所得税額を差し引いてお支払いします。）

費用弁償2,500円/回

合計5,000円/回

○その他：策定委員会の議論の内容等（名簿含む）は、市公式ホームページ、自治基本条例だよりでお知らせいたします。

なお、名簿の公開においては、役職（有識者のみ）や氏名は公開しますが、住所などの情報は公開されません。

また、希望者には託児を行っています。託児以外でも、会議に参加するうえで、お困りごとがあれば、ぜひ事務局へご相談ください。

☆【参考】今後よく使われることばの意味☆

- ・所掌（しょしょう）：法令によって、ある事務が特定の機関に属するものと定められていること。
「担当する」という意味。
- ・諮問（しもん）：有識者や機関などに意見を求めること
- ・答申（とうしん）：諮問を受けたことについて、意見を述べること
- ・パブリックコメント：公的な機関が規則や計画などを作るときに、広く公に意見を求める手続き
- ・上程（じょうてい）：議会や会議にかけること
- ・施行（せこう）：作成した条例などに実際の効力を発生させること

3. 今後のスケジュール（案）

現段階の全体スケジュールであり、今後の会議の進捗状況等により変更になることがあります。

年	月	策定段階	策定委員会	古賀市	
H27	1月	問題意識整理 基礎づくり	第1回策定委員会 (委嘱書交付・市民共働による自治基本条例の進め方)	第1回～3回の策定委員会を市が行う研修として位置づけ、チームとしての基礎づくりや自治基本条例に対する理解を深めます。	
	2月		第2回策定委員会 (全員で古賀市のまちづくりへの思いを出し合おう)		
	3月		第3回策定委員会 (お互いを知りながら、まちづくりについて語り合おう)		
	4月		第4回策定委員会 (会長・副会長の選出、今後のスケジュール検討)	市長より策定委員会へ諮問 全体スケジュールの提案	
	5月		第5回策定委員会	アドバイザー派遣 ※相模女子大学人間社会学部教授 松下啓一氏	
	6月	条例素案検討	第6回策定委員会	市民対話集会 ※検討中	
	7月				
	8月		第7回策定委員会		
	9月		第8回策定委員会		
	10月		第9回策定委員会		
	11月		第10回策定委員会		
	12月		第11回策定委員会		
H28	1月	素案まとめ	第12回策定委員会	市内部で条例素案の精査・検討 条例案の作成・決定	
	2月		第13回策定委員会		
	3月		第14回策定委員会		
	4月		第15回策定委員会		
	5月		シンポジウム (策定委員会検討結果報告・講演・ワークショップ) ※検討中		
	6月		第16回策定委員会		
	7月		第17回策定委員会 (条例素案作成・答申)		
	8月				
	9月				
	10月				パブリックコメントの実施 条例案についての市民説明会 ※検討中
	11月				
	12月				条例案の議会上程
H29	1月			市民周知・職員研修 (全職員)	
	2月				
	3月			条例施行	

第5回策定委員会以降については、第4回策定委員会（予定）において、市より、詳細なスケジュールを提案させていただき、策定委員会での合意形成後に決定します。

毎回の策定委員会の終了後、「自治基本条例だより」を発行

